

ひまわり 向日葵

平成31年
第262号

公益社団法人
東村山法人会
会報誌

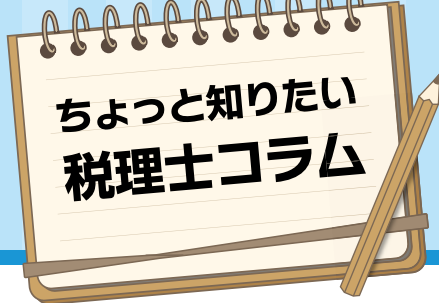


《静岡県》富士山と満開の桜

主な 内容

ちょっと知りたい税理士コラム……………	2-3	青年部会租税教室(プロレス)実施報告／青年部	
税務署だより……………	4-5	会出前授業実施報告／絵はがき展示報告／タオル	
平成31年度税制改正大綱……………	6-7	寄贈報告……………	13
教えて税理士さん!／本部研修会のご案内／		法人会入会案内／新入会員紹介コーナー／	
各ブロック等税制研修会のご案内……………	8	生活習慣病健診報告……………	14
地域の名所／地域のイベント情報……………	9	人人……………	15
社労士column……………	10	本部通常総会のご案内／厚生親睦ゴルフ大会の	
会社紹介……………	11	ご案内／確定申告陣中見舞報告／立川都税事務	
法人会セミナーのご案内／e-Tax・eLTAX		所お知らせ……………	16
講習会実施報告／中小企業会計啓発普及セ		ブロック・支部活動実施報告……………	17-19
ミナー実施報告／東村山ブロック研修会実		法人会行事のご案内／支部合同・部会報告会のご案内…	19
施報告……………	12	recipe……………	20





追徴税額ってなに？

今回からコラムを担当させていただきます税理士の牧野です。宜しくお願い致します。

新聞、ニュースなどで「国税局の調査により申告漏れを指摘され、修正申告に応じ〇億円の追徴税額の納付も済ましています」との内容の記事を見聞きします。この場合の追徴税額とはおそらく本来納めるべき税額(本税)と遅延利息や行政上の制裁としての意味合いがある附帯税のことを指しているかと思われます。「おそらくと思われます」と記載したのは「追徴税額」という言葉について法律上の定義がないからです。今回のコラムでは、本税以外に納める国税の附帯税の種類と内容について記載していきます。コラムの記事に際して簡易に記載している部分があります。詳細につきまして省かれている事項がありますこと、ご了承ください。

延滞税ってなに？

税金が法律で定められた期限までに納付されていない場合、原則として税金の法定納期限の翌日から納付する日までの日数に応じて、遅延利息としての性質がある延滞税が課されます。どのような場合に延滞税が課されるかというと

- ①申告等で確定した税額を法定納期限までに完納しない場合。
- ②期限後申告書又は修正申告書を提出した場合で、納付しなければならない税額がある場合。
- ③税務署長による更正又は決定の処分を受けた場合で、納付しなければならない税額がある場合。

いずれの場合にも、延滞税が課されます。なお、延滞税は本税だけを対象としていますので、加算税等に対しては課されません。

遅延利息としての性質がある延滞税の割合は期限から納付日までの日数により場合分けされています。

- ①納期限の翌日から2月を経過する日までは、原則、年7.3%(2019年中は年2.6%)。
- ②納期限の翌日から2月を経過した日以後は、原則、年14.6%(2019年中は年8.9%)。

なお、延滞税の計算期間には特例があり、次の場合には一定の期間を計算期間に含めません。

- ①期限内申告書の提出があり、法定申告期限後1年を経過してから修正申告等があった場合。

- ②期限後申告書の提出があり、その申告書の提出後1年を経過してから修正申告等があった場合。
- ③確定申告書を提出した後に減額更正がされ、その後さらに修正申告等があった場合。

過少申告加算税ってなに？

期限内に申告書等を提出した後に、税務調査等があり修正申告書の提出等があった場合に過少申告加算税が課せられます。過少申告加算税は、修正申告等により納付することとなった税額の10%(期限内申告した税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は15%)となります。

なお、修正申告書の提出が、調査通知以後、かつ、調査によって税務署長による更正を予知しないで提出された場合には、その修正申告書の提出による納付税額の5%(期限内申告した税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は10%)となり、低い割合の過少申告加算税となります。

ただし、修正申告書の提出等により納付すべき税額の計算の基礎となる事実について正当な理由があると認められる場合には過少申告加算税は課されません。また、修正申告書の提出が、調査の通知前、かつ、調査による更正を予知しないで自主的に提出された場合にも過少申告加算税は課されません。

無申告加算税ってなに？

期限内に申告書を提出しないで期限後申告書の提出等があった場合又は期限後申告書の提出等があった後に修正申告書の提出等があった場合に無申告加算税が課せられます。無申告加算税は、その申告書の提出等により納付することとなった税額の15%(納税額が50万円を超える部分は20%)となります。また、過去5年間に無申告加算税や重加算税が課されたことがある場合には、さらに10%の税額が加算されます。

なお、期限後申告書等の提出が、調査通知以後、かつ、調査によって税務署長による決定等を予知しないで提出された場合には、その納付税額の10%(納税額が50万円を超える部分は15%)となり、調査通知前に税務署長による決定等を予知しないで提出された場合には、その

国税の附帯税について

● 税理士 牧野 友彦 ●

納付税額の5%と低い割合の無申告加算税となります。

ただし、期限内に申告書を提出できなかったことについて正当な理由があると認められる場合や、一定の条件に該当し法定申告期限から1月を経過する日までに期限後申告書が提出された場合には、無申告加算税は課されません。

不納付加算税ってなに？

源泉徴収した所得税等が法律で定められた期限までに完納されなかった場合には、不納付加算税が徴収されます。不納付加算税は税務署長が行なう納税の告知による税額又は期限後に税務署長の告知を受けることなく納付された税額の10%となります。

なお、納税の告知を予知しないで法定納期限後に納付した場合には、その納付された税額の5%と低い割合の不納付加算税になります。

ただし、期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合や、一定の条件に該当し法定納期限から1月を経過する日までに納付された場合には、不納付加算税は徴収されません。

重加算税ってなに？

過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税が課される場合において、税額の計算の基礎となる事実を隠蔽又は仮装した場合には、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税に代えて重加算税が課せられます。

事実の隠蔽・仮装とは、例として、二重帳簿の作成、帳簿等の破棄や隠匿、帳簿書類の虚偽記載、売上等の収入や棚卸資産の除外等が挙げられます。

重加算税は過少申告加算税、不納付加算税に代えて課される場合には35%、無申告加算税に代えて課される場合には40%となります。なお、過去5年間に無申告加算税又は重加算税が課されたことがある場合には、さらに10%の税額が加算されます。

過怠税ってなに？

過怠税は印紙税の不納付に伴い徴収されます。印紙税は、原則として作成した契約書等の課税文書に法律で定められた額面の収入印紙を貼り付け、消印することによって納付となります。

この印紙税を納付すべき課税文書の作成者が、その納付すべき印紙税を課税文書の作成時までに納付しなかった場合には、本来納付すべき印紙税額の3倍の過怠税が徴収されます。

ただし、調査を受ける前に、自主的に不納付を申し出たときは1.1倍に軽減されます。

また、印紙を消印しなかった場合には、その印紙と同額の過怠税が徴収されます。

利子税ってなに？

利子税は約定利息の性質があり、行政上の制裁という性質はありません。前に記載したものと性格が異なりますが、附帯税というくくりのなかには含まれますので参考として記載させていただきます。利子税は所得税、相続税、贈与税の延納等又は法人税の申告書の提出期限を延長する場合等に、納税者が各本税とあわせて、延長された期間に応じて納付することとなります。例えば、法人税の利子税の割合は2019年中には年1.6%となります。

最後に

納付した場合の取り扱いですが、利子税以外の延滞税、過少申告加算税、不納付加算税、重加算税、過怠税については税金計算上の費用としない処理が必要となります。余分な支出となりますので、ご注意ください。

Profile 牧野 友彦

東京税理士会東村山支部所属

大学卒業後ゲームソフト会社に就職し当該会社が出版する漫画雑誌の編集職に従事。

退職後、税理士資格取得に向け浪人生活。

開業までの約12年間サラリーマン税理士として修行。修行期間中カンボジアのプノンペンに約1年半駐在。

2004年12月 税理士試験合格 税理士資格取得
(簿記論、財務諸表論、法人税法、所得税法、相続税法)

2009年3月 税理士登録

2016年1月 開業

2018年6月 経営革新等支援機関に認定

■ 事務所 牧野友彦税理士事務所
西東京市田無町5-1-4 小松ビル201号
■ TEL 042-497-4242
■ URL tm-cpta.com

税務署だより



平成30年分所得税及び復興特別所得税の期限内申告並びに期限内納付にご協力いただき、ありがとうございました。この場をお借りして、お礼申し上げます。

ところで、確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。また、確定申告をしなければならないのに、確定申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

所得税等の確定申告が間違っていた場合等の手続

税額を多く申告していた場合

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

手 続	更正の請求書を作成し、所轄税務署長に提出してください。
期 間	更正の請求書は、各年分の法定申告期限(通常は、各年の翌年3月15日)から5年以内に提出してください。

税額を少なく申告していた場合

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日(納期限)までに、延滞税と併せて納めてください。

手 続	修正申告書を作成し、所轄税務署長に提出してください。
期 間	修正申告は、税務署長による更正があるまではいつでもできますが、修正申告によって納める税額には、法定納期限(平成30年分の所得税及び復興特別所得税は平成31年3月15日(金)、消費税及び地方消費税は平成31年4月1日(月))の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。 また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、加算税が賦課される場合があります。

確定申告を忘れていた場合

確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

なお、税務署長が決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

これらの手続について、お分かりにならない点がありましたら
国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

東村山税務署からのお知らせ

消費税の軽減税率制度説明会のご案内

東村山税務署と管内の各商工会では、事業者の方を対象として、次の日程で、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

うちは食料品を扱っていないけど、「軽減税率」って関係あるの？

消費税の軽減税率制度は、本年10月1日からの消費税率の10%への引き上げと同時に実施されます。取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理の他、商品の価格設定や価格表示方法など、軽減税率制度の実施に向けた準備が必要となります。

そのほか、2023年10月1日から、仕入税額控除については「適格請求書等保存方式」が導入され、適格請求書などの保存が要件となるため、取引先から適格請求書の発行が求められることとなります。この適格請求書の発行のためには「**受発注システム**」の改修や「**複数税率対応レジ**」などの導入が必要となります。

これらの改修や導入に当たっての、事業者支援の「**軽減税率対策補助金**」申請期限は**本年9月まで**となっています。

今後、適格請求書などの発行が必要となるため、軽減税率対象品目の取扱いがある事業者の方だけでなく、軽減税率の対象品目の売上がない事業者や、消費税の納税義務のない免税事業者の方も含む、**全ての事業者に関係する改正**となります。

日 時	対 象 地 域	会 場
平成31年5月23日(木) 午後2時～4時	西 東 京 市	コール田無 西東京市田無町3-7-2
平成31年5月27日(月) 午後2時～4時	東 村 山 市	東村山市民センター 東村山市本町1-1-1
平成31年5月29日(水) 午後2時～4時	小 平 市	小平市役所 6階会議室 小平市小川町2-1333
平成31年6月4日(火) 午後2時～4時	清 瀬 市	清瀬商工会館 清瀬市松山2-6-23
平成31年6月5日(水) 午後2時～4時	東 久 留 米 市	東久留米市役所 7階会議室 東久留米市本町3-3-1

※いずれの会場も入場開始は午後1時30分です。

【問合せ先】 東村山税務署 法人課税第1部門 電話042-394-6811

税務署にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。

平成31年度 税制改正大綱

中小企業に対する軽減税率・投資促進税制が2年間延長!

政府は、平成30年12月21日に平成31年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた、中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、消費税率の引上げに対しては、消費税率引上げ後の需要減に配慮した内容も含まれています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■研究開発費税制の見直し

試験研究費の総額に係る税額控除について、次のように税額控除率を見直し、一定のベンチャー企業の控除税額の上限は当期の法人税の25%から40%に引き上げられます。

<増減試験研究費割合8%超>

$9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$

<増減試験研究費割合8%以下>

$9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$

その他控除税額の上限の上乗せ、中小企業技術基盤強化税制、特別試験研究費の額に係る税額控除制度などについても、一部見直しが行われます。

■中堅・中小企業向け特例

- ・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、2年間延長されます。
- ・中小企業投資促進税制について、2年間延長されます。
- ・中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、対象となる設備の見直しを行った上で、2年間延長されます。
- ・特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、認定支援機関の確認を受けることを適用要件に加えて、2年間延長します。
- ・地域経済けん引事業の促進区域内で特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、2年間延長します。
- ・青色申告書を提出する中小企業者で、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る特定事業継続力強化設備等を取得し事業に供した場合に、20%の特別償却が認められます。
- ・法人税関係の中小企業向けの措置法におけるみなし大企業の範囲について、見直しが行われます。

■事業税率の見直し

平成31年10月以降、事業税の税率を引き下

げ、特別法人事業税を創設します。資本金1億円以下の普通法人年800万円超の所得に対し、事業税7%・特別法人事業税は2.59%(改正前は事業税9%)に変更されますが、全体の税負担としては大きな影響はありません。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税の特例の創設

現在10年間利用できる住宅ローン減税が、平成31年10月～平成32年12月までに消費税率10%で住宅を取得した場合、11～13年目の3年間で住宅価格の2%相当の税額控除を受けられる特例が創設されます。平成31年10月以降、消費税率引上げ分を、税額控除が受けられる仕組みとなっています。

■老人ホームに入っている場合でも空き家の3000万円控除が利用可能

空き家に係る3000万円控除について、被相続人が要介護認定を受けて老人ホーム等へ入所していた場合などに利用できることとなります。

■転勤などで一時出国の場合にNISA口座の継続

NISA口座を開設している居住者が、転勤などで一時的に居住者に該当しないことになる場合でも、所定の手続きをすることで最大5年間NISA口座について居住者に該当するとして利用することが可能となります。

■ふるさと納税の寄付先の指定化

ふるさと納税について、募集が適正であること、返礼割合が3割以下で返礼品を地場産品にしているなどのルールを守っている自治体を総務大臣が指定して、指定を受けた自治体への寄付金のみが、ふるさと納税の対象とされます。平成31年6月以降の寄付から適用されます。

■シングルマザー等に対する個人住民税の非課税制度

児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は

母で、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死が不明の場合に、前年の合計所得金額が135万円以下であれば、住民税が非課税とされます。平成33年度以後の住民税から適用されます。

相続税・贈与税関係

■個人事業者に対する事業承継税制の創設

経営承継円滑化法による認定を受けた相続人が平成31年から平成40年までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し事業を継続する場合は、特定事業用資産に対応する相続税について10割の納税猶予を受けることができます。

経営承継円滑化法による認定を受けた受贈者が、平成31年から平成40年までに、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、贈与により取得した特定事業用資産に対応する贈与税について納税猶予を受けることができます。

■事業用小規模宅地を利用した租税回避の防止

小規模宅地の特例について、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等が除外されます。平成31年4月以後の相続から適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については適用されません。これは、特定事業用宅地が8割引きの評価を受けることを利用した租税回避を防止するためです。そのため、当該宅地の上で事業に要されている減価償却資産の価額が宅地の価額の15%以上である場合は、規制の対象とされません。

■教育資金贈与に関する改正

教育資金について、次の改正をして2年間延長することとしました。

- ①平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用されません。
- ②受贈者が23歳に達した以降は、教育資金の範囲から、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設利用料が除外されます。
- ③贈与者が、死亡の前3年以内に教育資金贈与をした場合で、受贈者が23歳未満である場合など一定の場合に該当しない場合は、相続又は遺贈により取得したものとみなし、相続税の計算に組み込まれます。また、従来は30歳で打ち切りでしたが、受贈者が学校等に在学している場合などは40歳まで教育資金管理契約が延長されます。

■結婚・子育て資金贈与に関する改正

平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場

合には、適用がなくなります。本制度は2年間延長されることになりました。

■事業承継税制の改正

やむを得ない事情により資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合に、その該当した日から6月以内に解消できれば納税猶予を継続できます。

消費税関係

■輸出物品販売場についての見直し

輸出物品販売場の許可を受けている事業者が、7月内の期間を定めた臨時販売場を設置しようとする場合、前日までに届出をすることで、臨時販売場が輸出物品販売場とみなされます。平成31年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等から適用され、手続委託型輸出物品販売場許可申請書に、委託先の承認通知書の写しが不要となります。

■金地金等の密輸に対する改正

密輸品と知りながら行った課税入れについて、仕入れ税額控除制度の適用が認められなくなります。平成31年4月1日以後の課税仕入れから適用されます。

金又は白金の地金の課税仕入れについて、本人確認書類の写しの保存を、仕入れ税額控除の要件とします。平成31年10月1日以降の課税仕入れから適用されます。

その他

■消費税率引上げに合わせた自動車に関する税率の整備

- ・平成31年10月から平成32年9月まで取得した自家用乗用車の環境性能割は、税率が1%軽減されます。
- ・自家用自動車に係る種別割は、平成31年10月以後に新車新規登録を受けたものについて、引き下げられます。

■民法における成年年齢引き下げへの影響

民法改正において、税法上の未成年を20歳未満から18歳未満に引き下げます。民法に合わせて平成34年4月1日以後の判定で利用されます。相続税の未成年控除、未成年のNISA口座、住民税の非課税などの取扱いに影響します。

☆記事内容についてのお問合せは ...

TSK 税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL : 03-5363-5958

FAX : 03-5363-5449

H P : <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

教えて 税理士さん!



「教えて税理士さん!」コーナーでは、経営者としていまだに聞けない税に関するご質問やお悩み、疑問等に税理士さんがお答えします。



質問

社員給与をアップすると法人税の税額控除が受けられると聞いたのですが、どのような制度ですか。

(小平市 H.T.)

回答

所得拡大促進税制といわれる制度で、会社の儲けを社員に還元して一定以上給与を増やしている社員にやさしい会社は、増やした給与の一部に相当する税金を安くしますよ、という制度です。(なお、平成30年4月1日以降に開始される事業年度が対象となる制度についてのお話となります。)

非常に大まかに言いますと、一定の社員の給与が前期と比較して1.5%以上増加している場合には、増加した給与の15%相当額の税額を控除します。(上限はあります)

比較すべき社員の定義など細かい要件があるのですが、とてもここでは書ききれませんので経済産業省のパンフレットをご覧ください。とにかく「我が社は前期より社員の給与を増やしているし、儲けも出ているので法人税(個人事業主なら所得税)を払うことになりそうだ」という場合には、税金が少し安くなる可能性があります。

この場合の給与には、社長や役員、経営者の身内の方のものなどは含みません。さすがに社長や身内の給与だけ増やして一般社員の給与は据え置き、という会社を優遇するわけにはいきませんので。



回答者

東京税理士会東村山支部所属 米野純一税理士事務所
税理士 社会保険労務士 米野 純一

申込不要
入場無料

本部研修会のご案内

【講師】 戦場カメラマン・ジャーナリスト
渡部 陽一氏

【日時】 令和元年5月28日(火)16時30分開催

【会場】 パレスホテル立川(立川市曙町2-40-15)

一般の方もご参加いただけます(無料)



参加費無料
申込不要

各ブロック等 税制研修会のご案内

【演題】 31年度税制改正及び軽減税率制度の概要について(約30分)

【講師】 東村山税務署法人課税第一部門担当官

※全会場同一内容です。

どなたでも参加できます。

ブロック等	日程	時間	場所
東久留米ブロック	5月10日(金)	17時50分	東久留米商工会館(東久留米市幸町3-4-12)
東村山ブロック	5月17日(金)	16時	東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)
小平ブロック	5月21日(火)	16時	ブリヂストンクラブ(小平市小川東町1-18-15)
西東京ブロック	5月23日(木)	15時	谷戸いちょうホール(西東京市谷戸町2-12)
清瀬支部	5月24日(金)	16時30分	清瀬商工会館(清瀬市松山2-6-23)



【多摩湖自転車歩行者道】起点▶西東京市新町三丁目 都道七号(五日市街道)との交差点
 終点▶東村山市多摩湖町三丁目

地域の名所

多摩湖自転車歩行者道

西東京市、小平市から東村山市を通って東大和市に至る「多摩湖自転車歩行者道」(都立狭山・境緑道とも表記されます)は都内で最も長い直線部約10kmの自転車道と歩行者道、そして多摩湖周辺部約11kmの自転車専用道からなる一般都道です。

この直線部は小金井公園、たけのこ公園、東村山中央公園の脇を通り、それぞれの公園内の施設と沿道の四季折々の植物が楽しめます。また、花小金井駅、小平駅、萩山駅、八坂駅、武蔵大和駅とも隣接しているため、毎日の通勤に利用する方々で賑わっております。

萩山駅からは西武多摩湖線(国分寺・西武遊園地)が並走し、現在、レッド×ベージュ色の通称赤電、ホワイト×ブルーの伊豆箱根鉄道とのコラボレーション色、イエロー×ベージュ色、そしてホワイト一色と4種類の塗装の電車が交互に運行され、鉄道マニアでなくとも楽しめる区間となっています。

武蔵大和駅から堤防の上に出る急坂の自転車向けのコース(健脚が必要です)か、森の中を通り堤防の下に出る歩行者向けのコースを上ると都民の水がめであるとともに憩いの場として多くの人々が訪れる多摩湖(村山貯水池・都立狭山自然公園)に到着します。ここは近年「多摩湖自転車歩行者道」を経由して都心部からも多くのサイクリストが訪れる自転車乗りの聖地としても知られております。

この多摩湖の堤防を起点とする多摩湖自転車道は多摩湖を周回できるアップダウンを含んだ自転車専用のコースで、西武遊園地、西武ドーム、狭山不動尊などの人気スポットも楽しめます。またこの西武レオライナーとも並走するコースは一般車道と自転車道が分離されていますので安全で、ママチャリで挑戦する猛者も多く見かけます。

このような身近で自然と人気スポットに囲まれた遊歩道は私たちのかけがえの無い財産であり、その整備、管理に関して多くの利用者にご支援、ご協力いただき後世に残したいものです。

地域のイベント情報

東村山

第30回 東村山春の緑の祭典

「みどりは地球の宝もの」

- 【日時】 4月29日(祝)
午前10時～午後3時
(式典は午前10時30分から)
※雨天中止
- 【場所】 都立東村山中央公園
(富士見町5-4-67)
- 【問合せ】 みどりと公園課
☎(042)393-5111(代)
- 【内容】 アトラクション(ミニSL、模擬店、PRコーナーなど)、緑の絵画、写真展示(募集終了)、野菜、植木等の販売
- 【主催】 東村山市緑を守る市民協議会

清瀬

先人たちの知恵に学ぶ

「柏餅作り講習会」

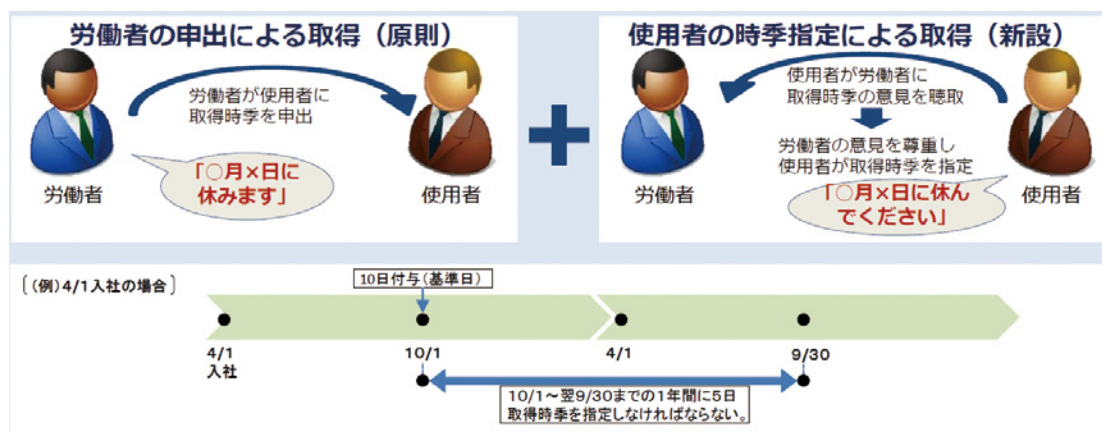
清瀬の柏の葉を使って、季節の食べ物「柏餅」を作ります。

先着
15人

- 【日時】 5月16日(木)
午前9時30分～正午
- 【場所】 清瀬市郷土博物館伝承スタジオ
(清瀬市上清戸二丁目)
- 【講師】 郷土博物館友の会会員 小俣洋子氏
- 【費用】 600円(材料費)
- 【申込み】 5月2日から電話で清瀬市郷土博物館
☎042-493-8585へ

年次有給休暇の 時期指定義務の留意点

労働基準法では、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的として、一定の要件を満たす労働者に対し、毎年一定日数の年次有給休暇を与えることを規定しています。原則として、労働者が請求する時季に与えることとされていますが、職場への配慮やためらい等の理由から取得率が低調な現状にあり、その取得促進が課題となっています。今般、労働基準法が改正され、**2019年4月から、全ての企業において、年10日以上**の年次有給休暇が付与される労働者(含むパート)に対して、**年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要となりました。**(下記労働局リーフレット参照)



- 対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者(含む管理監督者)に限り、使用者は、労働者毎に、**年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内**に5日につき、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
- 年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。また、労働者が自ら取得した日や労使協定による計画的付与で取得した日は5日から控除されます。
- 5日の取得未達等の使用者には**罰金等**が科されます。本号をお読みになる時点では法律は施行されていますので、未着手の場合は、まずは①対象者の洗い出し、②基準日及び1年経過日の把握、③自社勤務シフト等に合わせた効率的な対策(原則又は独自方式)の策定、④就業規則の改定と労使協定の締結を実施したうえで、⑤労使一体となった対策の運用とチェックを継続する必要があります。最後に、使用者は、時季指定に当たり、労働者の意見を聴取しその意見を尊重するよう努めるとともに、労働者毎に**年次有給休暇管理簿**を作成し、**3年間**保存義務のあることに留意しなければなりません。

筆者紹介 石津 雄美(いしづ たかよし) 2019年4月1日現在

石津社労士事務所 所長(特定社会保険労務士、東京都社労士会武蔵野支部所属)
オールフォーオール 代表(経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所行政協力相談員、国分寺市指定管理者評価委員、東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、シーツ(株)代理店、O3S(ワンストップソリューションサービスチーム) = AFAC 主宰)
一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員



略歴
■昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
■保有資格 ライフ・コンサルタント(生保協会)、年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
■平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格-特定社労士資格取得
■平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士会連合会)

事務所
■所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
■TEL 090-1738-7991
■e-FAX 03-4496-5373
■e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp



株式会社 東京コンテンツヒット

信頼関係を築くためのホームページづくり。

「名刺交換の後、ホームページにアクセスしてブログを読み、会社の雰囲気や代表の人間性が伝わって信頼感が増し、安心して取引を開始できた。と、お客さんに言われたんだよ」そんなお話を伺うと嬉しくなります。会社概要だけを書いたHPではなく、ブログと言う形で、サービスに対する熱い想いや、お客様の声などを掲載し、その企業や店舗の事を伝える形のHPが人気です。

弊社の企業理念は、ウェブツールを通じて人間関係を発展させ経済効果を生み出すこと。HPを作って公開するだけでなく、そのサービスのメリットがより伝わるように、より広まるように、そして検索した人にその情報が届きやすいようにするまでが仕事です。

HP制作と運営管理から、HP更新コンサルティングまでのサービスを行っています。平成29年9月に清瀬で法人をスタートさせました、株式会社東京コンテンツヒット 代表取締役甲田和美です。

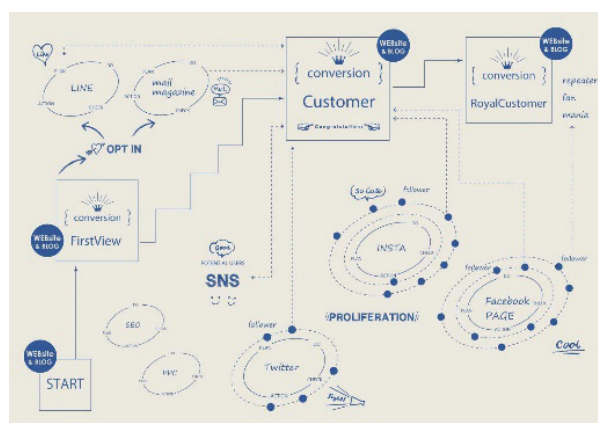
20年のウェブデザイナーとしてインターネットに携わって学んだことは、HPは見せるものではなく伝えるものだということ。HPで発信した情報を本当に伝えたい人に伝えるには工夫が必要なんです。

今後は、ホームページ更新コンサルティング事業に力を入れて行きます。HPが活用しきれなくて困っていたり、公開はしているものの何年も放置されて問い合わせも来ないHPの見直しのご相談も承ります。

クライアントさんと一緒に、その先のエンドユーザ(お客様)の事を思いながらコンテンツ(内容)を考えます。「あなたのサイトにヒットするコンテンツを」がキャッチコピーです。

ご興味ございましたら「東京コンテンツヒット 清瀬」で検索してみてください。

TCH 東京コンテンツヒット



インターネットの世界を表した図表



甲田 和美

株式会社東京コンテンツヒット

- 代表取締役 甲田和美
- 所在地 東京都清瀬市中清戸5丁目83番地6 2-309
- Tel/Fax 042-445-2048
- HP <https://tokyocontentshit.com/>

東村山法人会 セミナーのご案内

**参加費
無料!!**

決算法人説明会	5月 9日(木)	13時～15時30分
消費税軽減税率制度説明会	//	16時～16時50分
税務教室「役員給与の概要」	5月21日(火)	15時～16時
新設法人説明会	5月22日(水)	13時～15時40分
消費税軽減税率制度説明会	//	16時～16時50分
決算法人説明会	6月11日(火)	13時～15時30分
消費税軽減税率制度説明会	//	16時～16時50分
税務教室「減価償却の計算方法」	6月18日(火)	15時～16時

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合の良い日にお越し下さい。

※決算と新設法人説明会終了後16時より「消費税軽減税率制度説明会」を開催します。この説明会のみ参加することもできます。

どなたでも参加できます！

参加ご希望の方は東村山法人会事務局にお電話ください。☎042-394-7654

報告

e-Tax・eLTAX講習会 実施報告

2月12日(火)東村山法人会館において国税電子申告・納税システム e-Tax(イータックス)と地方税ポータルシステム eLTAX(エルタックス)講習会が開催されました。東村山税務署法人課税第1部門法人審理担当上席宮下義丈氏から e-Tax の初期登録手続きから各種手続き等について、立川都税事務所事業税課法人事業税班中野朝日氏と田崎優哉氏から eLTAX の利用開始手続きや地方税申告データ作成方法について当会館備付のパソコンを活用して学び、自宅や職場からできる申告納税システムを体験いただきました。また、受講者からのご質問にも丁寧に回答いただき、有意義な講習会となりました。次回は9月に実施する予定です、是非ご参加下さい。



講習
状況



東村山税務署
宮下義丈氏



立川都税事務所
中野朝日氏 田崎優哉氏

会計啓発普及セミナー 実施報告

2月14日(木)東村山法人会館において東村山法人会と独立行政法人中小企業基盤整備機構共催による今年度2回目の「平成30年度中小企業会計啓発・普及セミナー」が開催されました。公認会計士の河合洋明氏を講師にお迎えし、「中小企業会計要領の手引き」とオリジナルレジュメを使い財務会計の基本計画・事業計画の策定・改正税法のポイントなどをわかりやすく解説していただきました。次回は9月に予定しています。是非ご参加下さい。



セミナー状況

報告

報告



研修状況

東村山ブロック研修会 実施報告

東村山ブロック主催の新春研修会が2月15日(金)16時より東村山法人会館において開催され、東京税理士会東村山支部支部長の土田士朗氏を講師に迎え、「消費税軽減税率と日本型インボイスへの対応」について講演を行っていただきました。10月からの施行に向けて、参加者全員が実務対応の深い知識と情報を得ることができました。

租税教室(プロレス)

実施
報告

平成31年3月10日(日)、小平市立小平第一中学校体育館において、小平市教育委員会及び小平市社会福祉協議会後援による、『租税プロレスvol.4 租税プロレスタッグ王座選手権試合』と題して青年部会主催の租税教室を行いました。

今回で4回目となる当事業ではまず、アマチュアプロレスW.I.N.Iにエキシビションマッチを行っていただいた後、小平第三小学校児童による「三小よさこい」で鳴子の音色を聞き、代々木女子音楽院23によるアイドル租税ライブを鑑賞しました。また、会場には管内各市のゆるキャラと国税庁e-Taxキャラクターイータ君が登場し、会場を盛り上げてくれました。

その後、租税コントとして多摩地区出身のお笑いコンビ、ちょーちんあんこーに税金を題材にした漫才をしていただき、参加された子どもから大人まで税金について学んでいただきました。

最後に女子プロレスアイスリボンを交えた租税教室、通常のプロレスのシングルマッチ、メインイベントの租税クイズタイトルマッチを行いました。税金クイズタイトルマッチでは税金クイズを出題し、クイズに正解すると勝利するというルールで来場した子どもから大人まで、楽しみながら税金について学んでいただくことができました。当日は、約630名の方にご来場頂き、素晴らしい事業が行えました。

また、昨年同様に会場に消防車の展示を行い、子ども達に消防官の格好をしてもらうなど、職業を身近に感じられるイベントも行われました。

今後も青年部会として『租税プロレス』を継続して行い、地域の皆様に税金に対する意識を高めてもらうとともに、公益性ある事業を各地域で行っていききたいと思います。

記 青年部会副部会長 山崎臣樹



出演者の皆様とイータ君、各市マスコットキャラクター



ちょーちんあんこーによる租税コント



租税プロレスチャンピオンベルトを遠藤部会長が授与しました



会場の消防車

青年部会主催 出前授業

実施
報告

2月1日(金)小平市立小平第一小学校、2月5日(火)小平市立小平第十五小学校において租税教室(出前授業)を開催しました。

まず、生徒に税金の無い国を想定した租税教育用アニメ「マリンとヤマトの不思議な日曜日」を見てもらい、その後、主にそのアニメを題材にしたクイズ5問を交えた授業を行いました。また、本物そっくりの1億円レプリカを手にとってもらい、その重さを体験してもらいました。子供達に税金の有難さを感じてもらえるよう青年部会員が頑張りました。



小平市立小平第一小学校 土田監査幹事(左) 岡垣幹事(右)



小平市立小平第十五小学校 小山幹事(左) 當麻幹事(右)

生徒さんの感想

★いままで「消費税は嫌だな」とか「払いたくない」と思っていたけど、税金は私たちの暮らしのために使われているのだと知って払うのが当たり前、良いことだと思うようになりました。

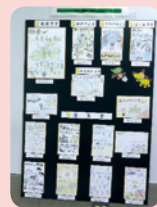
★税金がなくなると自分だけに負担が掛かり、生活も苦しくなるから、みんなで支え合って税金を出し合い生活しなければいけないと思う。

★社会の授業で教わっていないところを詳しく知れたのですごく身になったと思います。クイズも分かり易くてすごく楽しかったです。税金は住民が豊かで楽しく過ごすためにあるものなのだと改めて知ることができました。

絵はがき展示 女性部会

報告

平成30年度の税の絵はがきコンクール優秀作品を東村山税務署と立川都税務所の協力のもと、確定申告の期間中、税務署確定申告会場と都税務所入口に展示いただきました。確定申告は終了しましたが、引き続き、税務署本館1階ロビーにて展示しております。是非、子供さんたちの力作をご覧ください。



東村山税務署確定申告会場



立川都税務所入口

タオル寄贈

報告

タオル1本運動 女性部会

女性部会では、地域への社会貢献活動として、会社や家庭等で余っている未使用タオルを持ち寄り、社会福祉協議会等へ寄贈する「タオル1本運動」を行っています。

寄贈先は管内五市のローテーションとし、今年度は東久留米市社会福祉協議会と清瀬市社会福祉協議会へ各々タオル100本を寄贈しました。



東久留米



清瀬

法人会にご入会ください

1

法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

- 1) 税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談を行っております。
決算法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e-Tax・eLTAX 講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
- 2) 本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を積極的行っています。

2

法人会は幅広い相互扶助事業を行っています

- 1) 生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
- 2) 特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
- 3) 経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

3

法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国80万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行っています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合わせ 東村山法人会 TEL 042-394-7654

新入会員紹介コーナー

自平成31年1月1日～至平成31年2月28日に入会された会員

所属支部名	所在地	法人名	代表者氏名	業種	電話番号
西東京第1支部	西東京市南町5-29-5	石原工業(株)	石原 祐児	管工事業	042-464-1952
西東京第2支部	西東京市南町4-6-4 6F	れいせんビル	牟田口 淑子	不動産賃貸業	042-465-3855
西東京第2支部	西東京市南町4-6-4 6F	Casa del gat	牟田口 淑子	不動産賃貸業	042-465-3855
西東京第3支部	清瀬市旭が丘2-336-1	クリーンサービス(株)	佐藤 高紀	廃棄物処理業	042-491-9888
清瀬支部	清瀬市中里5-1065-4	(有)古名工務店	古名 孝二	総合建築業	042-493-7269

報告

生活習慣病健診報告

2月上旬から下旬にかけて平成30年度2回目の一般財団法人全日本労働福祉協会による生活習慣病健診が東大和市民会館ハミングホール、田無タワー、東久留米スポーツセンターで実施され、約180名の方が受診されました。本健診は法人会員である経営者とその従業員、ご家族の皆様のための福利厚生事業であり割引価格で受診できます。検査はコースを自由に選べ、オプション検査も追加できます。(細部は下段をご確認下さい)
次回は7月に予定しています。是非ご利用下さい。



健診会場

ひと
ひと



西東京第1支部 税制・社会貢献委員 犬竹 政雄 さん



こんにちは、西東京第1支部の犬竹政雄です。社会福祉法人東京聖新会で事務局長をしています。埼玉の狭山市で生まれ、地元田無で育ち学校を卒業後、田無市農協に就職し、共済事業・損害保険代理店業務・融資業務・資産管理(宅建業務)等を担当して32年の間、組合員の皆様にお世話になりました。農協勤務でいろいろな仕事を担当したことは、現在の東京聖新会でも大変役に立っています。

農協退職後は、練馬区の生協の関連会社に勤務し、損害保険と生命保険の販売を5年間担当していました。生協組合員や土建組合のお客様にご契約をいただき、賠償責任保険の事故処理を担当させて頂いておりました。現在の職場である社会福祉法人東京聖新会への入職のきっかけは、私の農協時代に田無農協が田無青年会議所の事務局を田無農協のご厚意により農協内に事務所を無償で使用させて頂いていたものでした。当時、私はチャーターメンバーで入会し執行部で5年間活動しておりました。その時、お世話になった青年会議所理事長の尾林長一さんのご紹介で勤務させて頂くことになりました。東京聖新会勤務も、16年となっています。

社会福祉法人東京聖新会は西東京



特別養護老人ホーム
フローラ田無
介護老人保健施設
ハートフル田無

市向台町二丁目に位置し、A&A西東京スポーツセンター、田無第四中学校、向台小学校に囲まれています。東京聖新会は鉄筋コンクリート造3階建の施設で、1階に特別養護老人ホームフローラ田無(38床)、2階3階には介護老人保健施設ハートフル田無(70床・通所リハビリ40名)の規模で運営されています。その他に、訪問看護ステーション・訪問リハビリ・居宅介護支援事業所・向台町地域包括支援センターの運営も行っています。当法人は、特別養護老人ホームと介護老人保健施設が合築されている珍しい施設なのですが、それぞれの施設の特徴を活かしながら地域貢献を果たしています。



また、FM西東京で毎月第二曜日の午後0時15分から30分間「みんなおいでよ!東京聖新会」の番組を放送しています。さらに数種類のコミュニティシンロボットや利用者の眠り深さの状態を判断する「眠りセンサー」、赤外線シルエツトカメラ、介護職員の腰痛を予防する「マッスルスーツ」も導入し、利用者さまと共に職員の健康も守り、東京聖新会に関わるすべての人々の快適な生活の構築を進めております。最後に東村山法人会の会員の皆様で、介護の事や施設利用のご相談が有りましたらなんでもご相談下さい。お待ちしております。

電話 042-468-2311

ご案内



公益社団法人 東村山法人会 第7回 通常総会

期日 令和元年5月28日(火)14時

場所 パレスホテル立川(立川市曙町2-40-15)
※引き続き同会場において本部研修会を開催します。

お問合せは、東村山法人会 ☎ 042-394-7654

ご案内

東村山法人会 第26回 厚生親睦チャリティゴルフ大会のご案内

日時 令和元年6月6日(木)スタート8時 雨天決行

会場 高坂カントリークラブ(東松山市高坂1916-1)

大会に関するお問い合わせは 東村山法人会 ☎ 042-394-7654



報告

確定申告陣中見舞報告

2月7日(木)東村山税務署署長室において、東村山法人会村野会長より小原東村山税務署長へ確定申告期陣中見舞いとして書き易いと好評の法人会特製ボールペンを進呈しました。



村野会長 小原東村山税務署長

立川都税事務所からのお知らせ

ー都税についてのお知らせー

大法人の電子申告が義務化されます

平成30年度税制改正により、大法人が提出する平成32(2020)年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、電子情報処理組織を使用する方法(eLTAX)により提出しなければならないこととされました。その概要について、以下のとおりお知らせします。

■ 対象税目

法人事業税及び
法人住民税

■ 対象法人

大法人とは、以下の(1)及び(2)に掲げる内国法人をいいます。

- (1)事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- (2)相互会社、投資法人及び特定目的会社

■ 適用開始事業年度

平成32(2020)年4月1日以後に開始する事業年度

■ 対象申告書等

確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

- 大法人の電子申告義務化については、
東京都主税局ホームページ(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)
eLTAX ホームページ(<http://www.eltax.jp/>) をご覧ください。
- 国税も同様に大法人の電子申告が義務化されます。詳細については、
e-Tax ホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。



ブロック・支部活動実施報告

報告 新春賀詞交歓会

ブロック及び支部において新春賀詞交歓会が開催されました。ご参加頂いた会員同士で日頃の情報交換を行い、懇親を深めました。

	実施日	会場
東村山ブロック	2月15日(金)	東村山法人会館
西東京ブロック	2月7日(木)	日本海庄や田無店
清瀬支部	2月8日(金)	清瀬商工会館
東村山第6支部	3月4日(月)	割烹小千谷



東村山ブロック



西東京ブロック



清瀬支部



東村山第6支部

報告 東村山第1支部 ボウリング大会実施

前日に、アジアカップサッカーの決勝戦が行われた。森保日本が、大敗の屈辱を得た。キャプテンの吉田麻也が、後半2-1の負けていた時、ハンドを取られPKに於いて3-1になり、自分のミス？審判のミスジャッジ？がキッカで元気が、苦しみに変わった。キャプテンの重責可哀想だった。今日のボウリング大会も、何とか5位まで入りたいね！7位でした。これが人生だよね！来期も支部長やる事を皆の前で発表しちゃった！楽しく皆でできたと思うよ！でもTさんのおめでとウストライクタッチ痛かったね！かなり嬉しかったんだね！こんな仲間たちと、東村山法人会で一緒にできるのが幸せです！

第1支部の面々、来期もよろしくお願いします。仕事も気持ちの上で、たすけあって、協力し合って、頑張りましょう。フレフレ東村山第1支部フレフレでした。



久米川ボウルにて

東村山第1支部長 高尾進次郎

報告 東村山第4支部 日帰り研修会実施

東村山第4支部は2月17日(日)伊豆方面へ「いちご狩り」を兼ねて大人21名、子供8名で日帰り旅行を楽しんできました。お天気に恵まれ車窓からは優美な富士山を見る事ができました。美味しい昼食をいただいた後、いよいよ「いちご狩り」です。ハウスの中はまっ赤ないちごで美味しそうです。皆お腹いっぱいいただき、甘いいちごの香に包まれました。谷2ヶ所ほど散策し、帰りは恒例の「ビンゴゲーム」で盛り上がり、子供さんからは「もう1回ゲームをしたい」という位楽しんでいただけました。今年も参加者の方のご協力ありがとうございました。



参加者の皆様

報告 小平第1支部 ボウリング大会実施

2月21日(木)、恒例の法人会小平第一支部「厚生・親睦ボウリング大会」を東大和グランドボウルにて開催致しました。お陰様で第6回を迎えることが出来たのも役員各位、会員様は勿論の事グランドボウル様のご協力のお蔭と感謝申し上げます。また、昨年より参加賞以外に賞品を全員に用意することが出来、最後は全員参加の「じゃんけん大会」を行い、大いに盛り上がりました。来年も親睦と交流を深められれば幸いです(次回2020.2.20予定)



東大和グランドボウルにて

報告

小平第2支部 一泊研修会実施

3月15日(金)早朝7時45分国分寺駅改札口に集合した会員10名は、ホテル送迎用の観光バスにて9時に新宿を出発、昼過ぎに伊豆長岡の金城館に到着した。それぞれに伊豆長岡の温泉街を散策後、温泉にゆっくりつかり解散式を兼ねての懇親会を開会した。美味しい海鮮料理に舌つづみ、大いに盛り上がりました。翌日も晴天に恵まれ徒歩で1時間かけて韭山役所跡江川邸や韭山反射炉を見学し、昼食後帰路につき無事終了いたしました。今まで小平第2支部を支えてくださった会員の皆様にお礼を申し上げ報告と致します。



韭山反射炉にて

報告

西東京第1支部 一泊研修旅行実施

評価日本一の旅館、母畑温泉 八幡屋に行こう！

2月17日(日)～18日(月)、JA 東京みらい田無支店前から出発した西東京第1支部の観光貸切バスは一路、茨城県のタカノフーズに向かいました。

タカノフーズは皆様知っている「おかめ納豆」の製造会社であり、この茨城工場はタカノフーズが生産する納豆の50%を製造している巨大工場でした。

昼食は袋田の滝近くの滝本屋で川魚料理いただき、評価日本一に輝いた旅館、母畑温泉八幡屋さんへ向かいました。

八幡屋は明治13年、湯治旅館として営業を開始。企業理念として「人の和」、「お客様第一主義」「社員第一主義」を掲げている。企業がお客をおもてなしすることは当然のことながら、働く社員にも気を配るということが評価日本一の原動力となっていることは容易に想像出来ました。

二日目はいわきにある国宝白水阿弥陀堂を見学し、那珂港にて昼食と新鮮な魚介類をお土産で購入、めんたいパークにて震災時の津波の恐ろしさを実感した後、明太子を食べて地元へむかう帰途となりました。

今回は日本一に輝く宿泊施設のホスピタリティを体感出来た事はとても収穫になりました。



めんたいパークにて

報告

西東京第2支部 日帰り研修会実施

平成31年2月5日(火)、西東京ブロック第2支部は恒例の研修会を総勢24名の会員で午前8時ちょうどにJA 東京みらい田無支店前を出発し、最初の目的地である城ヶ島に向かいました。天気予報では晴れの予報でしたが残念ながら曇り、然しながらバスの中では今回初めて参加して下さった5名の会員を紹介しながら和気あいあいの楽しい旅となりました。

城ヶ島到着が予定より30分程遅れたため城ヶ島散策は取り止め、昼食の料理屋、三崎港の「海の幸」に直行、「海の幸」では鮎づくしの御膳を楽しみ、午後1時50分に今回の目的地の一つ戦艦三笠記念艦に到着、全員で集合写真を撮った後、各自、三笠艦を見学しました。

「三笠」はご存じのように日露戦争当時、最新鋭の戦艦であり、東郷平八郎司令長官が乗艦する旗艦として、対馬沖を北上するバルチック艦隊との海戦に際し、「皇国の興廃この一戦にあり各員一層奮励努力せよ」の信号(Z旗)を掲げた事で有名なもので、まさに艦内外の見学は当時の乗組員の思いを馳せるものであり、また民族の誇りの象徴を感じさせるものでした。

その後、横須賀軍港に移り、横須賀軍港めぐりをしました。午後2時45分、ご当地クルーズに乗り込み、案内人(海上自衛隊(?)の美女、若杉香織嬢)の分かりやすい生解説を聞きながらの軍港めぐりでしたが、当日は、大変運が良く、海上自衛隊の6隻の潜水艦や、アメリカ海軍の6隻のイージス艦を見る事が出来ました。

そして何よりもめったに見られないという空母ロナルド・レーガンが港に停泊しており、その雄姿を間近で見られるチャンスを得て、会員一同、大変満足した研修旅行になりました。その後帰路につき午後6時過ぎ無事田無に到着、解散いたしました。

尚、今回も大同生命の武内さん、清原さんには道中いろいろお世話になりました事をお伝えし、感謝申し上げます。

記 第2支部長 小堀好美



戦艦三笠にて



空母ロナルド・レーガン

報告

西東京第3支部 日帰り研修会実施

前日まで2日続きの雨も上がり、絶好の研修日和となりました。研修はまず神奈川県八景島シーパラダイスへ向かいました。シーパラダイスは初めての方も多く、初めて見る様な魚や海月等々とても興味深く見学し、時間もあっという間に過ぎ、昼食の中華街へ向かいました。昼食もとても豪華で美味しい料理を頂いて、中華街を散策の後に麒麟ビール生麦工場へ向かい見学、出来たて生ビールを飲み帰宅の途へ着きました。参加の方も充実した一日を過ごせたと思います。



八景島シーパラダイスにて



報告

西東京第4支部 日帰り研修会実施

平成31年2月22日(金)日帰り研修会を実施し、支部長はじめ13名の方々にご参加いただきました。晴天にも恵まれ、午前中に(中華街散策・カップヌードルミュージアム見学)まんぷくラーメンのテレビ放送の影響で子供たちが体験するコーナーが大変賑わってありました。

その後、横浜港に向いロイヤルウイングにて昼食、すてきな雰囲気の中でランチ約2時間贅沢な時間を過ごしました。次にKIRIN生麦工場見学、一番搾りができるまでの説明…素材・糖化・麦汁ろ過・煮沸・発酵・貯蔵・ろ過・パッケージング、一番搾りのおいしさの秘密の説明受け。最後に一番搾りのビールを皆でいただき大変満足し、工場を後に一路西東京市に午後6時30分無事開催しました。



横浜クルーズロイヤルウイング前にて



報告

東久留米第2支部 日帰り研修会実施

3月8日(金) 東久留米第2支部の16名で日帰り研修旅行を行いました。

参加者の日頃の行いの賜物か、前日までの冷たい雨もやんで、風はまだ寒いものの気持ちの良い快晴の中、茨城県水戸市に行ってきました。行きのマイクロバスの中から水戸の地理・歴史について大いに勉強し、現地では日本三名園「偕楽園」の満開の梅園を満喫。その後は美味しい昼食で会話も弾み、支部メンバー間の懇親を大いに深めることができました。今回の研修旅行を今後の支部の活動に活かしていきたいと思います。



日本三名園「偕楽園」にて

法人会行事のご案内

平成31年3月25日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
5. 8(水)	13:00	労務経営相談会	法 人 会 館	5.23(木)	15:00	西東京支部合同報告会等	谷戸いちようホール
5. 9(木)	13:00	決算法人説明会	"	5.24(金)	16:30	清瀬支部報告会等	清 瀬 商 工 会 館
"	16:00	消費税軽減税率制度説明会	"	5.28(火)	14:00	第7回通常総会	パレスホテル立川
5.10(金)	17:15	東久留米支部合同報告会等	東久留米商工会館	"	16:30	本部研修会	"
5.15(水)	10:00	ビジネスマナー研修	法 人 会 館	"	18:10	交流会	"
5.16(木)	13:00	事業承継個別相談会	"	5.29(水)	13:00	事業承継個別相談会	法 人 会 館
"	14:00	源泉所得税実務研修会等	"	6. 6(木)	8:00	第26回厚生親睦チャリティゴルフ大会	高坂カントリークラブ
5.17(金)	16:00	東村山支部合同報告会等	"	6.11(火)	13:00	決算法人説明会	法 人 会 館
5.21(火)	14:00	個別融資相談会	"	"	16:00	消費税軽減税率制度説明会	"
"	15:00	税務教室	"	6.12(水)	13:00	労務経営相談会	"
"	16:00	小平支部合同報告会等	ブリヂストンクラブ	6.13(木)	13:00	事業承継個別相談会	"
5.22(水)	13:00	新設法人説明会	法 人 会 館	6.18(火)	14:00	個別融資相談会	"
"	16:00	消費税軽減税率制度説明会	"	"	15:00	税務教室	"
5.23(木)	14:30	事業承継6つの対策セミナー	"	6.20(木)	13:00	事業承継個別相談会	"

第6回 支部合同・部会報告会のご案内

税制研修会はどなたでもご参加頂けます。(参加費無料・申込不要) ※報告会、交流会は会員のみご参加頂けます。

支部等	日にち		報告会&税制研修会&交流会			開始時間	場 所
東村山ブロック	5月17日(金)	16時～ 税制研修会	16時30分～ 経営研修会	17時10分～ 報告会	18時～ 交流会		東村山法人会館
小平ブロック	5月21日(火)	16時～ 税制研修会	16時20分～ 経営研修会	17時～ 報告会	17時40分～ 交流会		ブリヂストンクラブ
西東京ブロック	5月23日(木)	15時～ 税制研修会	15時30分～ 経営研修会	16時～ 報告会	17時10分～ 交流会		谷戸いちようホール
東久留米ブロック	5月10日(金)	17時15分～ 報告会	17時50分～ 税制研修会	18時20分～ 経営研修会	19時10分～ 交流会		東久留米商工会館
清瀬支部	5月24日(金)	16時30分～ 税制研修会	17時30分～ 報告会	18時15分～ 交流会			清瀬商工会館
青年部会	4月16日(火)	15時30分～ 税制研修会	16時20分～ 報告会	17時40分～ 経営講演会及び交流会			東村山法人会館 (17時40分より会場は、 義東村山店となります)
女性部会	4月22日(月)	16時～ 報告会	16時20分～ 税制研修会	17時10分～ 交流会			東村山法人会館

お問合せ 東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

Recipe ポテトサラダ

Instructor

東久留米第1支部
野島 貞夫さん



つくりかた



材料

ジャガイモ

ニンジン

玉ネギ

キュウリ

ゆで卵

シーチキン缶

《調味料》

塩コショウ

マヨネーズ

ジャガイモと卵をゆでる同時に、ニンジン、玉ネギ、キュウリを千切りして、塩で混ぜて5分間置き、しんなりしたら水を絞りだしてから大きなボールに入れてジャガイモ柔らかくなったら、皮を剥いて、温かいうちに潰してから大きなボールに入れて玉子の皮も剥いて、細かくに切ってから大きなボールに入れて、大きなボールにさらにシーチキン、塩コショウ少々とマヨネーズを入れて、全部まんべんなくよく混ぜたら完成です。

税に関する質問募集

「教えて税理士さん！」コーナーの質問を募集しています。(P8) 経営者として、いまさら聞けない税に関するご質問や悩み、疑問等をお寄せ下さい。

いただきましたご質問から1問ずつ税理士が回答し、会報誌「向日葵」に掲載します。

募集要項 質問を100字以内でお願いします。匿名でOK

- ①ホームページ「教えて税理士さん！」をクリックしてご記入下さい。
- ②メールまたはファクスで送信。
(質問を100字以内でまとめて下さい)
メールアドレス info@higashimurayama-hojinkai.or.jp クリック
ファクス番号 042-392-3820
- ③広報誌にはイニシャル等で掲載しますが、連絡のための連絡先をご記入下さい。 問い合わせ先 東村山法人会事務局 TEL042-394-7654

教えて税理士さん!



あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事も募集しています



募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。



本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。写真は、地域の話題のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。趣味は、日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集規定

写真

2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG、TIFF 推奨)

記事(文書)

200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可

応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛て 〒189-0014 東村山市本町1-23-6
TEL042-394-7654 e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

募集締切

締切は各号発行の2ヶ月前の月末までにご応募ください。

- 263号の締切は4月末まで
- 264号の締切は6月末まで
- 265号の締切は8月末まで
- 266号の締切は10月末まで
- 267号の締切は12月末まで
- 268号の締切は2月末まで



税に関する質問や表紙写真が採用となった方には、法人会の図書カードをプレゼントします。どしどしご応募下さい。



東村山法人会HP
QRコード

スマートフォン等で読み取りしてください。



公益社団法人東村山法人会報[262号] 平成31年4月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp
制作：株式会社 国栄

禁
無
断
転
載